

農業委員会事務局からのお知らせ

募集します

農業委員会委員・農地利用最適化推進委員

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の選出方法が、選挙および選任による方法から、議会の同意を得て市長が任命する方法へ変更になりました。



現在の農業委員の任期が7月19日までとなることから、次の任期の農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します。

- ①農地の権利移動や転用に係る許可などの審査のための会議出席
②農地利用最適化推進委員と連携し、遊休農地の発生防止・解消、農地などの利用の拡大、集団化、農業経営規模の拡大に関する活動
③農業に関する調査および農業者に向けての助言、情報提供など
▽農地利用最適化推進委員
①農業委員と連携して担当区域の農地パトロール、遊休農地の発生防止・解消、農地などの利用の拡大、集団化、農業経営規模の拡大に関する活動
②農地中間管理機構との連携など

応募方法

推薦または自薦によります。推薦・応募書に必要事項を記入し、直接または郵送で農業委員会事務局に提出してください。

※農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦・応募は可能ですが、両方を兼務することはできません。

受付期間

4月5日(水)から5月2日(火)までの28日間

※持参の場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。郵送の場合は、5月2日(火)の消印まで有効です。

応募用紙

農業委員会事務局および各地域局に備えています。市ホームページからダウンロードできます。

応募の資格要件

- ①高梁市の職員でない人
②破産手続開始の決定を受けて復権

を得ていない人に該当しない人

- ③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人に該当しない人

選考基準

- ①農業に関する識見を有する人
②農地などの利用の最適化に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人
③農業委員の場合は、次の農業委員構成上の条件も考慮する
農業委員構成上の条件
①認定農業者が過半数
②農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない人を含む
③各委員の年齢、性別などに著しい偏りが生じないように配慮する

農業委員会事務局

(21)0226

学校教育課からのお知らせ

学生生活を支援します

高梁市奨学生募集

将来、社会に貢献する人材を育成することを目的に、奨学金の貸し付けを行います。



- 応募資格：次の全てに該当する人
①本市に本籍を有する人、または奨学金申請時、市内に引き続き5年以上住所を有し、高等学校または大学などに在学する学生
②品行方正にして、学業成績優秀な人
③身体、精神ともに健全で、成業の見込みのある人
受付期間：4月3日(月)～28日(金)
応募方法：奨学金借入申請書に「出身学校長(新1年生)、または在学学校長(その他の学生)の推薦書」「入学許可証の写し、または在学証明書」「家族全員の前年中の所得証明書、確定申告をした人は確定申告書の写し」を添えて、学校教育課に提出してください。

奨学金返還免除制度

市内居住要件を満たした人を対象にした、奨学金の返還を免除する制度です。

申請資格

- 高梁市奨学金を返還中で、次の全てに該当する人
①平成27年4月1日以前から市内に居住(実際に生活)している人
②奨学金返還の滞納がなく、市税などを完納している人

免除額

奨学金の貸付額を12で除した金額を上限とし、毎年決定します

免除期間

平成29年4月～平成30年3月
※免除期間は1年間のため、毎年の申請が必要です。
※申請書などは、奨学金返還者に直接郵送します。

学校教育課 (21)1500

社会教育課からのお知らせ

市の重要無形民俗文化財に

松山踊り

平成29年2月に開催した教育委員会において、「松山踊り」を市の重要無形民俗文化財に指定しました。



松山踊りの歴史は古く、江戸時代(1648年)からはじまり、町人の間で踊られた「地踊り」、武士の間で踊られた「仕組踊り」、高梁周辺で踊られていた「ヤトサ」の、3つの由来を異にする踊りが、現在も「松山踊り」として城下町で踊り続けられています。

今回の指定によって、今後「松山踊り」を後世に継承していくとともに、「松山踊り」がさらに盛り上がるようご協力をお願いします。

社会教育課 (21)1516